

## 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の提出期限について

平成27年4月1日を適用日とする「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の届出については、平成27年4月10日（金）までに、各保健所または福祉事務所へ2部提出してください。

### 「注意事項」

- 利用者及び介護支援専門員への周知は、3月中に行ってください。
- 平成27年4月1日の介護報酬改定に伴う届出情報の変更についての詳細は、別紙をご確認ください。
- 別紙をご確認いただいたうえ、届出情報の変更がなければ、届出は不要です。
- 地域区分のみの変更の場合も、届出は不要です。
- 届出様式は、準備ができ次第、長寿介護課のホームページに掲載します。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	共通	その他該当する体制等の届出項目追加	新設された項目について、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
2	共通	「その他該当する体制等」欄の「地域区分」 「9：6級地の2」を「9：7級地」に変更 「8：5級地の2」を削除 「地域区分」に属する地域を変更	左記届出内容の変更を含め、見直しが行われている地域に所在する事業所については、 <u>新たな地域区分の届出が必要となる。</u>
3	1 1：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の「特定事業所加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 「5：加算Ⅳ」 に変更	「5：加算Ⅳ」に該当する場合は、 <u>新たな加算の届出が必要となる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	1 1：訪問介護 1 2：訪問入浴介護 1 5：通所介護 1 6：通所リハビリテーション 2 1：短期入所生活介護 2 2：短期入所療養介護 2 3：短期入所療養介護 3 3：特定施設入居者生活介護 2 7：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 1：介護福祉施設サービス 5 2：介護保健施設サービス 5 3：介護療養施設サービス 6 1：介護予防訪問介護 6 2：介護予防訪問入浴介護 6 5：介護予防通所介護 6 6：介護予防通所リハビリテーション 2 4：介護予防短期入所生活介護 2 5：介護予防短期入所療養介護 2 6：介護予防短期入所療養介護 3 5：介護予防特定施設入居者生活介護 7 6：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7 1：夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の「介護職員処遇改善加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「5：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 「3：加算Ⅲ」 「4：加算Ⅳ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅲ」とみなす。 既存届出内容が「4：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅳ」とみなす。 <u>「5：加算Ⅰ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	7 2 : 認知症対応型通所介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 3 6 : 地域密着型特定施設入居者生活介護 2 8 : 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用型) 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 7 7 : 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 7 4 : 介護予防認知症対応型通所介護 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護 3 7 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 3 9 : 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	(前ページと同様)	(前ページと同様)

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
5	1 1 : 訪問介護 1 2 : 訪問入浴介護 1 3 : 訪問看護 1 4 : 訪問リハビリテーション 6 1 : 介護予防訪問介護 6 2 : 介護予防訪問入浴介護 6 3 : 介護予防訪問看護 6 4 : 介護予防訪問リハビリテーション 7 1 : 夜間対応型訪問介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の「同一建物に居住する利用者の減算」を廃止	新たな届出は不要。
6	1 1 : 訪問介護	「その他該当する体制等」欄の「日中の身体介護20分未満体制」を廃止	新たな届出は不要。
7	1 2 : 訪問入浴介護 6 2 : 介護予防訪問入浴介護	「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を 「1 : なし」 「3 : 加算1イ」 「2 : 加算1ロ」 に変更	既存届出内容が「2 : あり」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算1ロ」とみなす。 <u>「3 : 加算1イ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
8	1 5 : 通所介護 2 2 : 短期入所療養介護 2 3 : 短期入所療養介護 5 1 : 介護福祉施設サ－ビス 5 2 : 介護保健施設サ－ビス 5 3 : 介護療養施設サ－ビス 2 5 : 介護予防短期入所療養介護 2 6 : 介護予防短期入所療養介護 7 6 : 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 3 2 : 認知症対応型共同生活介護 3 8 : 認知症対応型共同生活介護(短期利用型) 5 4 : 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 7 7 : 複合型サ－ビス(看護小規模多機能型居宅介護) 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護 3 7 : 介護予防認知症対応型共同生活介護 3 9 : 介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型)	「その他該当する体制等」概の「サ－ビス提供体制強化加算」 「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」 「4 : 加算Ⅲ」 を 「1 : なし」 「5 : 加算ⅠⅡ」 「2 : 加算Ⅰロ」 「3 : 加算Ⅱ」 「4 : 加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「2 : 加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算Ⅰロ」とみなす。 <u>「5 : 加算ⅠⅡ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
9	1 6 : 通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」概の「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を 「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2 : 加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算Ⅰ」とみなす。 「3 : 加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
1 0	1 6 : 通所リハビリテーション 6 5 : 介護予防通所介護 6 6 : 介護予防通所リハビリテーション 7 2 : 認知症対応型通所介護 7 4 : 介護予防認知症対応型通所介護	「その他該当する体制等」概の「サ－ビス提供体制強化加算」 「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」 を 「1 : なし」 「4 : 加算ⅠⅡ」 「2 : 加算Ⅰロ」 「3 : 加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2 : 加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算Ⅰロ」とみなす。 <u>「4 : 加算ⅠⅡ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>
1 1	2 1 : 短期入所生活介護	「その他該当する体制等」概の「緊急短期入所体制確保加算」を廃止	新たな届出は不要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 2	2 1：短期入所生活介護 2 4：介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）」及び「サービス提供体制強化加算（空床型）」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「5：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。 「5：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。
1 3	2 1：短期入所生活介護 5 1：介護福祉施設サービス 5 4：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の「看護体制加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。 「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
1 4	2 2：短期入所療養介護 2 5：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の「リハビリテーション機能強化」を廃止	新たな届出は不要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1 5	2 3：短期入所療養介護 5 3：介護療養施設サービス 2 6：介護予防短期入所療養介護	施設等区分1の「人員配置区分」欄 「2：Ⅰ型」 「3：Ⅱ型」 「4：Ⅲ型」 を 「2：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」 「5：Ⅰ型（療養機能強化型A）」 「6：Ⅰ型（療養機能強化型B）」 「3：Ⅱ型（療養機能強化型以外）」 「7：Ⅱ型（療養機能強化型）」 「4：Ⅲ型」 に変更	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「2：Ⅰ型」で、新たな届出がない場合は「2：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」とみなす。 「人員配置区分」欄における既存届出内容が「3：Ⅱ型」で、新たな届出がない場合は「3：Ⅱ型（療養機能強化型以外）」とみなす。 「5：Ⅰ型（療養機能強化型A）」「6：Ⅰ型（療養機能強化型B）」「7：Ⅱ型（療養機能強化型）」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。
1 6	3 3：特定施設入居者生活介護 3 5：介護予防特定施設入居者生活介護	施設等区分2の「人員配置区分」欄 「1：Ⅰ型」 「2：Ⅱ型」 を 「1：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」 「3：Ⅰ型（療養機能強化型A）」 「4：Ⅰ型（療養機能強化型B）」 「2：Ⅱ型」 に変更 施設等区分6と7の「人員配置区分」欄に 「1：療養機能強化型以外」 「2：療養機能強化型A」 「3：療養機能強化型B」 を新設	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：Ⅰ型」で、新たな届出がない場合は「1：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」とみなす。 「3：Ⅰ型（療養機能強化型A）」「4：Ⅰ型（療養機能強化型B）」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。 従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、人員配置区分の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
17	43：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の「特定事業所加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更	「4：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
18	71：夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を 「1：なし」 「4：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅰロ」 「5：加算Ⅱ」 「3：加算Ⅱロ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。 既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅱロ」とみなす。 「4：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」の算定を行うためには、 <b>新たな加算の届出が必要になる。</b>
19	73：小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の「看護職員配置加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更	「4：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
20	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の「夜間ケア加算」を廃止	新たな届出は不要。
21	36：地域密着型特定施設入居者生活介護	「施設等の区分」欄に「3：養護老人ホーム」「7：サテライト型養護老人ホーム」を新設	「3：養護老人ホーム」「7：サテライト型養護老人ホーム」に該当する場合は、新たな施設等区分の届出が必要となる。
22	68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	「提供サービス」欄にサービス種類を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。
23	A2：訪問型サービス（独自） A6：通所型サービス（独自）	介護予防・日常生活支援総合事業の創設に伴い、様式を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。 ※左記サービス種類での算定可否について、所在市町村へ確認する必要がある。